物品供給契約書(案)

発注者である独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「甲」という。)と受注者である (以下「乙」という。)は、下記の目的物(以下「本件物品」という。) について、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

記

件 名 独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク 機器一式の調達

以上

第1条(総則)

- 1 乙は、甲に対して、本契約に基づき、本件物品を納入(搬入、設置、設定及び製品保守サービスを含む。以下「本件業務」という。)し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。
- 2 本契約における詳細については、別紙の仕様書に定めるものとする。なお、本契約と仕 様書に定める内容が相違する場合には、仕様書に定める内容が優先する。

第2条(注意義務等)

乙は、独立行政法人たる甲の特質を理解し、甲の定める服務に関する規定等を遵守し、甲の 秩序、規律、風紀等を乱すことなく、善良な管理者の注意をもって本件業務に専念しなけれ ばならない。

第3条(売買代金)

- 1 本件物品の対価(本件業務の対価を含む。以下「売買代金」という。)は、 金 円(うち消費税額及び地方消費税額金 円)とする。
- 2 乙は、第9条の引渡し後、売買代金の請求書を甲の総務部情報推進課に送付する。
- 3 甲は、乙に対し、売買代金を、前項の請求書を受領した日から30日以内に、甲乙間で 合意した銀行口座に振込送金して支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第4条(納入期限)

- 1 乙は、本件物品を、仕様書の定めに従い、令和8年3月31日までに納入する。なお、納入日程及び方法等の詳細は、別途甲乙の協議によりこれを定める。
- 2 本契約が終了後も、本条、本契約第5条第2項、第7条第2項、第8条、第12条から 第15条まで、第16条第3項、第17条第4項、第18条、第20条から第22条ま での規定の効力は、有効に存続する。

第5条(再委託)

1 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務の一部を第三者に委託

することができる。

2 乙は、前項の規定により第三者に委託した場合には、その第三者の選任、監督その他本契約において乙が甲に対して負う義務を含め一切の行為について、当該第三者に同等の義務を負わせ、甲に対して責任を負う。

第6条(契約保証金)

甲は、乙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第26条に基づく契約保証金の納付を免除する。

第7条(施設等の使用)

- 1 甲は、本件業務の遂行に必要な施設及び設備を、乙に無償で使用させることができる。
- 2 乙は、前項の施設及び設備を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、乙又は 乙の使用人が故意又は重大な過失によりこれを滅失又は毀損したときは、弁償の責め を負うものとする。

第8条(使用人に関する乙の責任)

乙は、乙の使用人が本契約に関連して行う業務上の行為については、すべて責任を負うものとする。

第9条 (引渡し及び検査)

- 1 乙は、甲に対し、第4条の納入期限までに、別途甲の指定する納入場所において、本件 物品、仕様書に定める納入成果物及び納品書を引渡す。なお、乙は、本件物品の納入に 要する費用を負担する。
- 2 甲は、引渡しを受けた日から10日以内に、乙が納入した本件物品が本契約の内容に適合しているか否かを検査し、その結果を口頭又は書面(ただし電子メールその他の電磁的記録を含む。以下、本条において同じ。)により、乙に対して通知する。
- 3 甲は、前項の検査のため、必要に応じて乙に対して本件物品の説明及び関係資料の提出 を求めることができる。
- 4 乙が第2項の検査に合格しない場合は、甲は、乙に対し口頭又は書面により第9条第1項に基づく要求を行い、乙は、甲の要求に基づき適切かつ速やかな改善を図るものとする。

第10条 (所有権の移転)

- 1 本件物品の納入は、前条第2項に定める検査に合格した時をもって完了したものとする。
- 2 前項の規定により本件物品の納入が完了した時をもって、本件物品の所有権は乙から 甲に移転するものとする。

第11条(危険負担)

1 本件物品について、第9条第2項に定める検査が完了する前に滅失、損傷、変質その他 の損害(以下「滅失等」という。)が生じた場合には、当該滅失等は、甲の責に帰すべ き事由によって生じた場合を除き、乙の負担とする。

2 本件物品について、当事者双方の責めに帰することのできない事由によって滅失等が 生じた場合、甲は乙に対して、売買代金の支払いを拒むことができる。

第12条 (契約不適合責任)

- 1 甲は、本契約の目的物(本件物品及び本件業務)が、その種類、品質又は数量等に関して本契約の内容に適合せず、かつ、それが第9条第2項に定める検査でも発見できないものであった場合(以下「契約不適合」という。)、乙に対し、本件物品に係る修補、部品交換、代替品若しくは不足分の引渡し(以下、総称して「履行の追完」という。)又は代金の減額のうちから一つ又は複数の手段を選択し、請求することができるものとする。なお、甲は、乙に対して代金の減額を請求する場合には、事前に相当の期間を定めて履行の追完の催告をすることを要しない。
- 2 契約不適合が甲の故意又は重大な過失によるものであるときは、甲は、前項の規定による履行の追完及び代金の減額の請求をすることはできない。
- 3 第1項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げるものでは ない。
- 4 甲は、契約不適合を発見したときは、当該契約不適合を発見した日から1年以内にその 旨を乙に対し書面により通知しなければ、当該契約不適合を理由として、前三項に定め る履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。
- 5 本契約においては、商法第526条及び民法第562条第1項ただし書は適用しない。

第13条(事故)

乙の使用人が、甲の施設内においてなす業務上の行為はすべて乙の責任とする。また、乙の 使用人が業務上負傷し、又は死亡した場合は、すべて乙の責任とする。

第14条 (原状回復)

乙が甲の設備その他を毀損又は滅失したときには、直ちに甲に報告するとともに、その毀損 又は滅失が乙の故意又は過失によるときは、乙の負担において原状に回復するものとする。

第15条(秘密保持)

- 1 乙は、本契約の締結及び履行に当たって知り得た甲の業務上の一切の情報を第三者に 開示・漏洩せず、又は本契約以外の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- 2 本件業務の個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定 めるところによるものとする。
- 3 本契約による情報セキュリティについては、「情報セキュリティに関する特約条項」に 定めるところによるものとする。

第16条 (契約の解除)

1 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、甲が14日以上の期間を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状

態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく本件物品を納入しない又は納入する見込がないと甲が認めたとき。
- (2) 前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
 - (2)会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。
 - (4) 合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。
 - (5) 前各号以外に財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (6) 甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。
 - (7) 甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
 - (8) 乙が、第9条2項の検査に合格せず、直ちに修補等をしなければ甲が本契約の目的を達成することが困難なことが明らかなとき。
 - (9) 民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合。
 - (10) その他上記各号のいずれかに準ずるとき。
- 3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第17条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該 当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を 経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴ ロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員 等」という。)であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている と認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に 非難されるべき関係を有すること。

- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務 を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに 本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

第18条(損害賠償)

乙は、本契約の定めに反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

第19条(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 1 乙又はその役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に 基づき、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額(本契約締結後、契約金額 又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を 乗じて得た金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として甲の 指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置 命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「供給者等」 という。)に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定したものをい い、供給者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確 定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」 という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定 に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第 1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象

となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 本契約に関し、乙又はその役職員の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する 刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、 速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条(遅延利息)

乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間 を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額 の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第21条 (債権譲渡の禁止)

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

第22条(不可抗力)

甲及び乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた乙は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

第23条(合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁 判所とすることを合意する。

第24条(協議事項)

- 1 甲及び乙は、本契約書に定めのない事項については、誠意をもって協議のうえ解決する。
- 2 甲及び乙は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつを 保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 東京都千代田区隼町4番1号 独立行政法人日本芸術文化振興会 理 事 長 長谷川 眞理子

個人情報の取扱いに関する特約条項 (案)

(総則)

第1条 この個人情報の取扱いに関する特約条項(以下「個人情報取扱い特約条項」という。)は、この個人情報特約条項が添付される契約(以下「本契約」という。)と一体をなす。

(個人情報の取扱い)

- 第2条 受注者(以下「乙」という。)は、発注者(以下「甲」という。)から個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人に関する情報 又は知り得た個人に関する情報(以下「個人情報」という。)が提供された場合は、当該個人情報について秘密保持の義務を負うものとし、次の各号により取り扱わなければならない。
 - (1) 甲の提供する個人情報を第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁等から要求があった場合はこの限りではない。
 - (2) 個人情報の利用は、本契約を履行するため必要な場合に限るものとし、本契約 の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。
 - (3) 前2号の規定は、本契約期間終了後もなお効力を有するものとする。
 - (4) 甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約による業務に係る個人情報の処理 は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
 - (5) 本契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
 - (6) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行う ために管理方法及び管理体制を定め、善良なる管理者の注意義務をもって個人 情報の管理及び搬送に努めなければならない。
 - (7) 個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正 アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなけ ればならない。
 - (8) 本契約の履行後、廃止後又は解除後に、甲から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を甲に返却しなければならないものとし、本契約の履行のための複製等を行った個人情報があるときは、完全に消去する等適切な処理を行わなければならない。

(再委託の制限)

第3条 本条に定める措置及び義務は、本契約の一部を他者に委任又は請け負わせる場合 にも準用し、乙の責任において、当該者に対し個人情報に係る秘密の保持を遵守させ るために必要な措置を講じなければならない。

(漏洩時の対応)

第4条 第2条第6号に掲げる個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等 のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査 し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監查)

- 第5条 甲は、乙の個人情報の管理の状況について次の各号に定める措置を講ずるものと し、乙はこれに対し誠実に協力しなければならない。
 - (1) 乙は、甲に対し、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況 の検査に関する事項等を、甲が指示する頻度で定期的に報告するものとする。
 - (2) 甲は、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、年に一回以上、乙の事務所及びその他関連の施設に立ち入り、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況を、検査その他の方法で確認するものとし、乙はこれに協力するものとする。
 - (3) 甲は、前項の調査の結果、又はその他の事由に基づき、乙における個人情報の 管理体制が不十分であると判断したときは、乙に対し、その改善を請求すること ができるものとし、乙はこれに従わねばならないものとする。
 - (4) 甲は、乙による履行を確保するため、個人情報の管理に関し、いつにおいても 乙に対し、教育、指導、研修実施その他の必要な措置を実施することができるも のとし、乙はこれに協力するものとする。

(違反の場合の処置)

第6条 甲は、乙が前各項の規定に違反していると認めたときは、本契約の一部又は全部を 解除することができるものとし、乙の責に帰すべき事由によって漏洩等の事故が発生 し甲に損害が生じた場合には、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

(法令遵守)

第7条 前各条に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。

情報セキュリティに関する特約条項(案)

(総則)

第1条 この情報セキュリティに関する特約条項(以下「情報セキュリティ特約条項」という。)は、この情報セキュリティ特約条項が添付される契約(以下「本契約」という。) と一体をなす。

(基本事項)

第2条 本契約により、発注者(以下「甲」という。)から業務の委託を受けた受注者(以下「乙」という。)は、本契約による業務を行うに当たり、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(定義)

- 第3条 この情報セキュリティ特約条項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することをいう。
 - (2) 業務情報 本契約による業務を行うに当たり、甲から提供された情報及び新たに作成又は 取得した情報をいう。
 - (3) 情報システム 本契約による業務を行うに当たり、甲から提供されたハードウエア、ソフトウエ

ア、ネットワーク、記録媒体等で構成され、これらの一部又は全体で業務処理を行う仕組みをいう。対象範囲は、本契約において該当する場合は、別に定める。

(4) 記録媒体 業務情報の記録及び管理に使用される磁気ディスク、磁気テープ、光ディスク等 をいう。

(5) 情報資産

業務情報及び情報システムをいう。

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第4条 乙は、「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー(以下「振興会セキュリティポリシー」という。)に従って乙組織全体のセキュリティを確保すること。「振興会セキュリティポリシー」は非公開であるが、準拠している「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を、必要に応じて参照すること。「振興会セキュリティポリシー」は、本契約締結後開示する。

(情報セキュリティを確保するための体制の整備)

- 第5条 乙は、情報セキュリティ基本方針を甲に明示する。
 - 2 乙は、甲に対して情報セキュリティ特約条項の履行に関しての責任者、監督者及び作業従事者の名簿を届け出る。また、甲は作業従事者に身分証明書の提示を求めることができる。
 - 3 乙は、情報セキュリティインシデント発生時の体制、対応について明示する。
 - 4 乙は、作業従事者に対し、情報セキュリティ対策及び個人情報の保護の徹底について 教育する。また、乙は甲の求めに応じて教育カリキュラム、教育実施状況等を提出する。
 - 5 乙は、甲の請求があったときは、本契約に係る情報セキュリティ対策の実施状況について、書面により提出しなければならない。
 - 6 甲は、乙にて特約条項における情報セキュリティ対策が遵守されていることを確認 するため、必要に応じて情報システム監査又は検査を行う。この場合、乙は、甲の情報 システム監査又は検査が円滑に遂行できるよう協力する。
 - 7 第1項から第3項までについて内容に変更が発生した場合、乙は速やかに書面により甲へ連絡しなければならない。

(秘密の保持)

- 第6条 乙は、本契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。
 - 2 乙は、本契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならないこと、及びその他情報資産の保護に関して必要な事項を周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
 - 3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (委託目的以外の利用等の禁止)
- 第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。特に、インターネット利用に際しては、業務目的以外のサイト等を閲覧してはならない。

(情報の管理義務及び返還義務)

- 第8条 乙は、契約の履行に当たり使用する甲の情報資産等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・き損等の事故を防止しなければならない。
 - (1) 施設設備の管理 乙は、業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとす
 - る。(2) 情報資産の借用
 - 乙は、受託業務の履行に必要な情報資産を甲から借用するときは、その旨を書面により提出しなければならない。
 - (3) 情報資産の受渡し 本契約による業務に係る情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡し票等 で確認し行うものとする。
 - (4) 複写及び複製の禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を 複写し、又は複製してはならない。
 - (5) 業務履行場所以外への持ち出し禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を 業務履行場所以外へ持ち出してはならない。
 - (6) 厳重な保管及び搬送

乙は、本契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の 事故等を防止するため、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(7) 情報資産の返還又は処分

乙は、本契約が終了し、又は解除されたときは、本契約による業務に係る情報資産を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第9条 乙は、甲の承諾があるときを除き、本契約による情報資産の取扱いを自ら行うもの とし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - 2 乙は、情報資産の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、特約条項で要求する事項を遵守させなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の報告義務)

第10条 乙は、本契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の 事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに甲に報告し、そ の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様と する。

(監査への協力)

第11条 乙は、第5条第6項の監査のほか、甲が受ける監査に協力を求められたときは、 速やかに協力しなければならない。

(特記事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙が特約条項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の 請求をすることができるものとする。

(その他)

第13条 乙は前条までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置 を講じなければならない。